

困ったなあ

に答えます！

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

弟の減給処分に 納得がいきません

弟のことでお尋ねします。
弟は大学を卒業後ある大手企業に勤め、3年前に推されて、労働組合の書記長に就任しました。

詳しいことは分からぬのですが、弟のパソコンの通信記録が調査され、その結果、遡つて半年間、就業時間内に頻繁に職員間で私的なメール交信を行っていたとして、3ヵ月間基本給10%の減給処分になつたというのです。そうしたところ、たぶん対立側の誰かが告発したようですが、実施したことには労働組合が反発し、部署間で非常に対立する職場環境になつていたようです。

お尋ねは、懲戒処分の中でも軽めの減給処分ですね。

実はそれ以上に、やはり私用メールの利用状況や記載内容を理由として、従業員を解雇する事例も増えているようです。実際には、それが真の理由というよりはむしろ、一方的に解雇する口実として、あるいは真の意図・理由の隠れ蓑として使われるわけです。

勤務時間内における会社パソコンの私的利用は、従業員の職務専念義務との関係で問題になりますが、他にも、会社財産であるパソコンを私用目的で利用できるかという関係でも問題となります。

ここでのポイントは、会社がどのような方針を探り、それを従業員に徹底していたか否か、です。

会社が就業規則などでパソコンの取扱い規則等を定めたり、パソコンの私的使用に対して従前注意や警告をしていたかどうか、あるいは調査方法が公正かどうか、また当然ながら、私用メールの頻度が問題となります。



その頻度が高くて会社の職務遂行に支障を来したり、また過度に会社に経済的負担をかけていたと認められれば懲戒処分もやむをえません。しかし、労働者も個人として社会生活を営んでいるわけですから、就業時間中に部外と連絡をとることが一切許されないはずはありません。

つまりはそれが社会通念上相当な範囲に留まっているかどうかが、職務専念義務に違反したか

もたまには打っています。もちろん頻繁ではありませんが、頻繁でなければよいのでしょうか。そうした基準も分かりませんし、今回のことはどうしても他人事とは思えないでの御教示頂ければ幸いです。

否かの認定に関わつてくるのであります。

なお減給処分については「平均賃金の一日分の半額を超える総額が一賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」(労働基準法91条)との定めがあります。

弟さんの減給処分については具体的な内容次第では争えないかもしれませんのが、以上で参考になつたでしょうか。